

山梨県臨床細胞学会会則

第1章 名称と事務局

第1条 本会は山梨県臨床細胞学会と称する。

第2条 本会の事務局は、理事会の定めるところに置く。

第2章 目的と事業

第3条 本会は山梨県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第4条 本会はその目的達成のため学術集会をはじめ、その他の必要な諸事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会は原則として山梨県内に在住または主たる職場を有する日本臨床細胞学会会員および本会の目的および事業に賛同するものを会員とする。

本会以外の日本臨床細胞学会会員又は非会員で、本会の学術集会のみに出席するものを当日会員とする。

第6条 本会員は本会が開催する総会または学術集会に出席して発言し、業績を発表することができる。

第7条 本会員は毎年12月末日迄に事務局に会費を前納する義務がある。

第8条 本会の会長経験者ないし、本会に多大な貢献をした会員の中から理事会で選出し、総会で承認を得たものを名誉会員とし、会費の納入は要しない。

第9条 本会の趣旨に賛同し、本会を賛助する目的で特別会費を納入する個人又は法人を賛助会員とする。

第10条 本会員は退会するとき、転居したとき、主な職場を変更したときは事務局に通知しなければならない。

第11条 2年以上引きつづき会費を滞納し、理由なくして督促に応じない場合、その他会員としての名誉をいちじるしく傷つけた場合は理事会の議決をへて退会せしめることができる。

第4章 役員

第12条 本会は下記の役員を置く。

会長（理事）1名

副会長（理事）若干名

会計担当理事1名

総務担当理事1名

理事若干名

監事2名

第13条 役員を選出および任務は次の通りである。なお、任期は2年とし、再選を防げない。

1. 会長は理事会によって選出され、本会を主宰し、これを代表する。
2. 理事ならびに監事は会長が委嘱し、理事は会務を協議決定し、監事は会務を監査する。
3. 副会長、会計担当理事および総務担当理事は会長が委嘱する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第5章 総会、学術集会並びに理事会

第14条 本会は総会並びに学術集会を開催する。

第15条 会長は必要に応じて理事会を召集することができる。

第16条 総会並びに理事会の成立

1. 総会は会員現在数の過半数の出席をもって成立する。
2. 理事会は役員現在数の過半数の出席をもって成立し、委任状は出席とみなす。

第 17 条 総会並びに理事会の議決

1. 総会並びに理事会の議決は出席者の過半数をもって決定する。
2. 可否同数の場合は会長の決定するところにする。

第 6 章 会計

第 18 条 本会の経費は会費、寄付金および委託金をもって充てる。本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。本会の決算は毎年会計年度終了後、会計監査をへて、総会の承認を得なければならない。

第 19 条 会費は細則による。

第 7 章 会則の変更

第 20 条 会則の変更は理事会の決定によって行われる。

細則

本会の会費は当分の間

医師	3,000 円
医師以外	2,000 円
当日会員	1,000 円
賛助会員 1 口	10,000 円

付則

本会は昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

- 平成 10 年 4 月 1 日一部改定。
- 平成 12 年 4 月 1 日一部改定。
- 平成 24 年 4 月 1 日一部改定。
- 平成 26 年 4 月 1 日一部改定。
- 平成 31 年 2 月 2 日一部改定。
- 令和 2 年 2 月 1 日一部改定。
- 令和 3 年 4 月 1 日一部改定。